

1 議 事 日 程（第1日）

（平成26年第2回久山町議会定例会）

平成26年6月4日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- * 福岡県介護保険広域連合議会の報告
- * 北筑昇華苑組合議会の報告
- * 篠栗町外一市五町財産組合議会の報告
- * 平成25年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告
- * 平成25年度久山町下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告

日程第4 議案審議

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

議案第22号 久山町教育委員会委員の任命同意について

議案第23号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第9号)

議案第24号 久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

(26久山町条例第10号)

議案第25号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
について

(26久山町条例第11号)

議案第26号 久山町消防団消防ポンプ自動車購入契約について

議案第27号 町道路線の変更について

議案第28号 平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 本会議の日程について

- * 一般質問について
- * 最終本会議について

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番 吉村雅明

2番 山野久生

3番 阿部文俊

4番 有田行彦

5番 阿部賢一

6番 佐伯勝宣

7番 阿部 哲

8番 本田 光

9番 松本 世頭

10番 木下 康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

2番 山野 久生

3番 阿部 文俊

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 久 芳 菊 司

副 町 長 只 松 輝 道

教 育 長 中 山 清 一

総 務 課 長 安 部 雅 明

教 育 課 長 伴 義 憲

会 計 管 理 者 松 原 哲 二

税 務 課 長 川 上 克 彦

健 康 福 祉 課 長 藤 充 子

田 園 都 市 課 長 實 淵 孝 則

上 下 水 道 課 長 矢 山 良 寛

経 営 企 画 課 長 安 倍 達 也

魅 力 づ くり 推 進 課 長 久 芳 義 則

町 民 生 活 課 長 補 佐 國 寄 和 幸

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長 矢 山 良 隆

議 会 事 務 局 書 記 笠 利 恵

総 務 課 主 査 阿 部 桂 介

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回久山町議会6月定例会を開会いたします。

まず初めに、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 6月定例会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに6月定例会を招集しましたところ、議会全員の御出席を賜りありがとうございます。

今年4月から御承知のとおり8%への消費税の増税が施行されました。年度当初は増税前の駆け込み需要の反動が心配されておりましたけれども、全般的に思っていたほどの消費者の消費離れというのは一時的なものにとどまり、アベノミクスによる日本経済回復の流れに大きな影響を与えるまでは至らなかったように感じております。そのような中で自動車産業やソニーを除く電気メーカーなどにおきましては大手輸出関連企業、軒並み大きな黒字決算を業績として出す結果となっています。その影響か今年の春闘では久方ぶりに賃金のベースアップを回答を出す企業も多く出てまいりまして、雇用のほうも新規採用枠を増やしていく企業も出てまいっております。これを見ますと、アベノミクスによる経済効果は依然進んでいると言えるのではないのでしょうか。しかしながら、今後、日本経済が真にデフレから脱却するためには、安倍政権が第3の矢としている成長戦略をこれからいかに効果的に打ち出すことができるのか、安倍総理のさらなるリーダーシップと手腕が試される場所であると思っております。

一方で、今、我が国では国会、そして国民の中で議論が揺れているのが我が国の防衛問題であります。第二次大戦で敗戦国となった我が国は悲惨な戦争を二度と起こさないことを誓った平和憲法を掲げ、今日まで世界に冠たる平和主義国として国際的にも高く評価をされているところであります。しかしながら、ここに来て日本を取り巻く周辺では強大な軍事力をかさにして傍若無人に他国に対し自国の領有権を主張し侵攻する大国の脅威が続いておるのが現状であります。我が国は今まさに理想と現実の脅威とのギャップにさらされており、その結果、今、集団的自衛権の行使について拡大するか否や、憲法改正問題は今、国民的課題として議論されているところであります。このことは、私たち国民にとって非常に重大かつ大切な問題であり、慎重かつ時間をかけて議論し、後世に禍根を残さぬ答えを見出す必要があると考えています。

さて、平成26年度予算は、提案いたしました全てについて議会の御承認をいただいたところですが、それを実行していくに当たりましては、その責任の重大さを身に引き締め、職員一丸となってスタートしたところがあります。とりわけ今年度の重点施策の一つであります「食の広場・道の駅」事業については、議会でもその賛否について熱い議論が交わされた案件でもあります。したがって、今後は町民の方に対する説明責任をきちんと果たしながら慎重かつ積極的に進めてまいりたいと考えています。そして、必ずやこれからの町の活性化に大きな影響力を発揮する拠点事業となるよう英知を集結して取り組んでまいり所存でありますので、どうか今後とも議会の皆様の御支援、御協力を心からお願いする次第であります。

本日、御提案いたします案件は、条例改正に関する専決処分の承認案件外全部で8つの案件をお願いするものでございます。それぞれの議案の詳細につきましては、各担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げまして御挨拶いたします。終わります。

○議長（木下康一君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を始めます。

本日の議事日程は、あらかじめ別室にて協議いたしましたが、再度ここで確認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 議事日程。日程第1、会議録署名議員の指名。久山町議会会議規則第119条により議長指名。2番山野久生議員、3番阿部文俊議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定。平成26年6月4日から6月12日まで9日間としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12日までの9日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告。福岡県介護保険広域連合議会の報告。町長より報告を受けます。北筑昇華苑組合議会の報告。吉村雅明議員より報告を受けます。篠栗町外一市五町財産組合議会の報告。山野久生議員より報告を受けます。平成25年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告。経営企画課長より報告を受けます。平成25年度久山町下

水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告。上下水道課長より報告を受けません。

日程第4、議案審議の方法。議案第21号から議案第28号までを一議案ごとに上程し、提案理由の説明を受ける。会期中に議案第21号から議案第28号までの内容説明を受ける。議案審議は以上のように行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。

日程第5、本会議の日程について。一般質問について。平成26年6月5日木曜日9時30分、本会議で一般質問を行う。最終本会議について。平成26年6月12日木曜日9時30分、最終本会議を行い、議案第21号から議案第28号までを一議案ごとに審議の上、採決を行う。本会議は以上の日程で行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本会議は以上の日程で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（木下康一君） それでは、日程第3により諸般の報告を行います。

最初に、福岡県介護保険広域連合議会の報告を受けます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 平成26年福岡県介護保険広域連合議会第1回定例会の会議結果について御報告をいたします。

去る1月28日、平成26年福岡県介護保険広域連合議会第1回定例会が市内で開催され、提案されましたのは専決処分の承認を求める案件が1件、条例及び予算に関する議案が5件、そして請願が1件出ております。内容は次に述べるとおりでございます。

まず、承認第1号は、平成25年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分についてでございます。これは前年度繰越金から前年度決算の介護給付費及び地域支援事業に係る支払基金交付金超過金を返還するためのもので、既定の歳入歳出予算の総額に9,599万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ626億6,674万1,000円としたものです。

次に、議案第1号は、福岡県介護保険広域連合保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは地方税法の一部改正に伴い延滞金の割合が引き下げられることに合わせまして介護保険料に係る延滞金の割合も引き下げるものであります。

次に、議案第2号は、平成25年度福岡県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）

についてでございます。これは既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,927万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,052万7,000円とするものであります。補正予算の主なものは、歳入では平成24年度決算額の確定による前年度繰越金の増額補正、それに伴う市町村負担金の精算減額、歳出予算は人件費の確定に伴う減額が主なものであります。

議案第3号は平成25年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。これは既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,776万4,000円を追加し、総額をそれぞれ631億9,450万5,000円とするものです。補正予算の主なものは、歳入では平成24年度決算額の確定による前年度繰越金の増額補正、それに伴う市町村負担金の精算減額、歳出については前年度国県支出金等の精算による返還金の増額及び総務費の確定見込みによる増減が主なものであります。

続いて、議案第4号につきましては、平成26年度福岡県介護保険広域連合一般会計歳入歳出予算についてであります。これは一般会計の歳入歳出の予算の総額をそれぞれ11億1,581万5,000円とするものであります。前年度に比べますと21.3%の増となっております。額にして1億9,600万9,000円の増額であります。

次に、議案第5号は、平成26年度福岡県介護保険広域連合介護保険事業特別会計予算についてであります。平成26年度福岡県介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,685万1,000円とするものでございます。前年度比2.4%の増額で、額にして14億7,610万2,000円の増額となっております。これは給付費の増額を見込んでいるためであります。

以上の承認第1号及び議案第1号から議案第5号までは全て原案どおり可決されました。

次に、請願第1号が出されました。要支援者に対する介護予防給付継続と利用者負担増の中止及び特養の要介護1、2の入所継続を求める請願が出されましたけれども、賛成少数で否決されました。

以上、概要について報告を終わりたいと思います。

なお、詳しい内容につきましては、後ほど議会事務局で閲覧できるようにいたしますので、ごらんいただければと思います。

以上、報告終わります。

○議長（木下康一君） 次に、北筑昇華苑組合議会の報告を受けます。

吉村雅明議員。

○1番（吉村雅明君） 北筑昇華苑組合議会報告を行います。

平成26年北筑昇華苑組合議会第1回臨時会が平成26年5月12日に古賀市役所で開催されました。出席は当町から私、吉村が出席いたしました。議題については、第7号議案として北筑昇華苑待合室増築等工事請負契約の締結についてでございます、が提案されました。慎重審議の結果、議員18名中、出席議員16名全員の賛成によって可決されました。

なお、本契約内容は、工事概要、待合室5室等の増築でございます。面積は合計456.34平米でございます。中身といたしましては、1階は待合室2室とトイレと、それから2階は待合室3室とその他でございます。

契約の方法といたしましては、17業者による指名競争入札でございます。

入札日は平成26年4月23日、契約金額は1億6,038万円でございます。

落札者は、古賀市久保の松本建設株式会社代表取締役松本博定となっております。

以上、報告を終わりますが、本資料には図面等が添付されておりますので、議会控室に置いておきます。御参照お願いをいたします。終わります。

○議長（木下康一君） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を受けます。

山野久生議員。

○2番（山野久生君） 御報告いたします。

平成26年第1回糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の臨時会が去る5月30日、開会されました。今臨時会には議案第4号、第5号の2議案が提出され、2議案とも原案のとおり可決承認されました。

議案の内容につきまして専決処分の平成25年度一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ302万6,000円減額し、予算の総額を6,054万3,000円とするもので、主な内容は、歳入で財政調整基金繰入金470万円の増、造林県補助金590万円の減、生産物売払収入230万円の減であります。また、歳出につきましては、総務管理費の2万6,000円の減、林業費の161万円の減、道路橋梁費139万円の減であります。

補正は以上でございます。

次に、議案第6号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合監査委員の選任同意についてでございます。

提案理由、識見を有する者に欠員を生じることとなりましたので、これ補充するため、新たに監査委員を選任するものであります。新たに監査委員として篠栗町の藤佳光氏が選任されました。

以上で今回の臨時会の議会に提案された議案につきまして概要を説明いたしました。資料を議員控室に置いておきますので、必要があれば参考にしていただければと思います。

これで篠栗町外一市五町財産組合議会の臨時会の報告とさせていただきます。

○議長（木下康一君） 次に、平成25年度久山町一般会計歳入歳出予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告を受けます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 平成25年度久山町一般会計の繰越明許費に係る繰越計算書の御報告をいたします。

子育て支援システム改修事業、観光交流センター等整備事業、木寄～前田線道路補修工事費、山田～久原1号線道路新設事業、総合運動公園施設整備事業及び上久原土地区画整理事業の経費は、地方自治法第213条第1項の規定により平成26年度に繰り越しましたので、その繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別表のとおり報告いたします。

事業名、子育て支援システム改修事業、金額838万800円、翌年度繰越額838万800円、観光交流センター等整備事業、金額1億9,379万8,000円、翌年度繰越額1億9,379万8,000円、木寄～前田線道路補修工事費、金額1,069万4,160円、翌年度繰越額721万4,160円、山田～久原1号線道路新設事業、金額7,700万円、翌年度繰越額4,140万円、総合運動公園施設整備事業、金額2,000万円、翌年度繰越額2,000万円、上久原土地区画整理事業、金額1億7,798万8,000円、翌年度繰越額2,500万円を繰り越すものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、平成25年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出予算の繰越明許費に係る繰越計算書の報告を受けます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 平成25年度久山町下水道事業特別会計の繰越明許費に係る繰越計算書の報告をいたします。

流域関連公共下水道事業の経費は、地方自治法第213条第1項の規定により平成26年度に繰り越したので、その繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により別表のとおり報告いたします。

第2款事業費、第1項事業費、事業名、流域関連公共下水道事業、金額1,580万円、翌年度繰越額1,580万円でございます。

以上、報告終わります。

○議長（木下康一君） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案審議

○議長（木下康一君） 次は、日程第4により議案の上程を行います。



まず、議案第21号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

まず、専決第1号久山町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（川上克彦君） 御説明いたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令等が平成26年4月1日から施行されることに伴い、久山町税条例の一部を改正する条例を平成26年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（木下康一君） 次に、専決第2号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長補佐。

○町民生活課長補佐（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）等が平成26年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

改正の趣旨は、国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げるものと低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第22号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 御説明いたします。

本案は、現在、町の教育委員であります今任啓治氏の任期が平成26年6月16日に満了することに伴い、新たに教育委員会委員の任命をしたいので、地方教育行政の組織及び運営

に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

選任する者、氏名、今任啓治、生年月日、昭和24年7月16日、住所、久山町大字久原2622番地8。今任啓治氏は、平成22年6月17日から1期4年間務めていただいております。再任をお願いするものであります。同氏は大学で社会科学科を学ばれた後に複数の会社に勤められ、会社の設立、経営をされた後、平成18年4月から社会福祉法人至誠会福祉会特別養護老人ホームのレイクウッド久山に勤務され、現在、統括施設長の役職にあられる方です。同氏はこれまでに久山町アンビシャス運動推進協議会副会長、久山町行政改革推進委員、そして久山町社会教育委員を歴任されております。現在、久山町教育委員会委員長を務めていただいておりますところでございます。1期4年間の実績としましては、委員長として学童の学力向上、教職員の資質向上、また子供たちの体力向上に努めていただき、大きな成果を上げていただいております。教育行政の知識と経験は十分であると考えております。今後、知識と経験を踏まえ、教育委員として本町の教育行政の発展、充実に御尽力いただけるものと確信しておる方でございます。御審議の上、任命につきまして御同意いただきますようお願い申し上げ、説明を終わりたいと思います。

○議長（木下康一君） 次に、議案第23号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町民生活課長補佐。

○町民生活課長補佐（國寄和幸君） 御説明いたします。

本案は、久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。これは地方税法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第173号）等が平成29年1月1日から施行されることに伴い、久山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第24号久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、久山町土地開発公社が平成25年10月31日で解散したことに伴い、久山町個人情報

報保護条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第25号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、久山町土地開発公社が平成25年10月31日で解散したことに伴い、公益的法人等への職員の派遣先として削除する必要があること、また新たに派遣先として社会福祉法人久山町社会福祉協議会を加えるため、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を提案するものです。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第26号久山町消防団消防ポンプ自動車購入契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、5月23日、指名競争入札に付しました久山町消防団消防ポンプ自動車（本部分団用）の購入契約を締結するため地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、消防車両（本部分団用）の購入契約でございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は1,941万8,400円、うち消費税相当額143万8,400円でございます。

契約の相手方は、愛知ポンプ工業株式会社代表取締役緒方健一、福岡市中央区長浜2丁目3番40号。

履行期限は、契約の日から平成27年1月28日までとします。

詳細につきましては委員会で御説明しますので、御承認していただきますようお願いい

たしまして説明を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第27号町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、町道路線の変更についてでございます。道路法第10条第2項の規定に基づき町道路線を変更するに当たり同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更する路線につきましては、路線名、峯ノ元1号線、起点、大字久原字堀田2031番先、終点、大字久原字堀田2036番2先、延長164.8メートル、幅員、最小4メートル、最大4.1メートルを、路線名、峯ノ元1号線、起点、大字久原字堀田2031番先、終点、大字久原字堀田2036番1先、延長151.8メートル、幅員、最小4メートル、最大4.1メートルに変更するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（木下康一君） 次に、議案第28号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 議案第28号平成26年度久山町下水道事業特別会計補正予算について御説明いたします。

本案は、平成26年度下水道事業特別会計補正予算をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額6億1,480万8,000円に歳入歳出それぞれ270万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,751万円とするものでございます。

今回の補正は、歳入予算の繰越金を270万2,000円増額し、歳出予算の事業費を270万2,000円増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明をさせていただきますので、御審議の上、決定していただきますようお願いいたします。

以上、御説明を終わります。

○議長（木下康一君） 以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会したいと思います。異議ございませんか。

—— 平成26年6月定例会 ——

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれで散会いたします。  
なお、会期中の各委員会での活発な議論をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時05分

地方自治法第123条の規定により下記のとおり署名する。

平成26年6月4日